

選定基準表

	選 定 の 基 準	評 価 項 目	配点
1	公の施設の利用に関し、住民の平等な利用を確保すること、及びサービスの向上が図られるものであること。	(1) 施設の利用に関し、公平性の維持とサービスを向上するための取組内容は適切か。	5
		(2) 施設の利用促進への取組内容は適切か。	5
2	公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な維持及び管理が図られるものであること。	(1) 事業の内容が公の施設の設置目的を効果的に達成するものになっているか。	10
		(2) 広報活動への取組内容は適切か。	10
		(3) 施設・設備の維持管理の取組内容は適切か。	5
		(4) 地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか。	10
3	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	(1) 収支計画は適切で、管理経費の縮減が図られる見込みがあるか。	5
		(2) 経費の縮減の工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みが提案されているか。	5
4	公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。	(1) 収支計画と事業計画の整合はとれているか。	5
		(2) 適切な管理運営が確保できる人員体制・人員配置になっているか。	10
		(3) 職員の研修体制は十分か。	5
		(4) 緊急事態、苦情処理等に対応可能な体制となっているか。	5
		(5) 団体の財務状況は健全であるか。	5
		(6) 指定管理者となるにふさわしい管理実績があるか。	5
		(7) 公の施設に関する経営・管理・企画・運営実績があるか。	5
5	市民の英語の学びと、国際交流に資する施設運営が図られるものであること。	(1) 英語が堪能なスタッフが常時対応できる体制となっているか。	10
		(2) 市民に、英語や英語圏の文化を学べる機会を提供する取組は適切か。	5
		(3) 外国人に、日本語や日本文化を学べる機会を提供する取組は適切か。	5
		(4) 日本人と外国人が、互いの言語や文化について学びながら交流する機会を提供する取組は適切か。	10
		(5) 外国人に向けた情報発信の取組は適切か。	10
		(6) カフェスペースの活用は適切か。	5
		(7) 「英語交流のまち」という本市の特性を生かし、外国人コミュニティと交流を図る仕組みが提案されているか。	10
合 計			150